

移動等円滑化評価会議沖縄分科会 設置要綱

(目的)

第1条 移動等円滑化評価会議沖縄分科会（以下「分科会」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第4条第1項及び第52条の2の規定に基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が、定期的に沖縄の移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するとともに、必要な取組の検討等を行い、もって沖縄の移動等円滑化の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 分科会の委員は、別紙のとおりとする。

2 分科会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 分科会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、分科会の事務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(分科会の運営)

第5条 分科会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室及び開発建設部建設行政課に置く。

2 分科会の事務局長は、内閣府沖縄総合事務局運輸部長とする。

3 前2項のほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

4 分科会の議事録は、特段の理由がある場合を除き、公開するものとする。

(実施事項)

第6条 分科会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 沖縄の移動等円滑化の進捗状況の把握・評価
- 二 沖縄の事業者や自治体等による先進的な取組の共有・横展開
- 三 沖縄の移動等円滑化を推進するために必要な取組の検討

(協議内容の取扱い)

第7条 分科会において協議した内容は、事務局より国土交通省総合政策局安心生活政策課に報告する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月24日から施行する。
- 2 沖縄地方バリアフリー推進連絡会議（平成22年3月16日設置）は、廃止する。

移動等円滑化評価会議沖縄分科会 委員名簿

委員

	所 属	職 名	氏 名
1	NPO法人エンパワメント沖縄	理事長	高嶺 豊
2	NPO法人バリアフリーネットワーク会議	代表者	親川 修
3	NPO法人沖縄県脊髄損傷者協会	理事	仲根 建作
4	公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会	理事長	田中 寛
5	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	地域福祉課長	真栄城 孝
6	公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会	会長	山田 圭吾
7	社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会	会長	山城 充正
8	社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会	会長	知花 光英
9	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会	会長	城間 枝利子
10	公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会	事務局長	新城 智美
11	沖縄県発達障害者支援センター	地域療育課長	大城 貴子
12	沖縄都市モノレール株式会社	技術部長	長浜 正勝
13	一般社団法人沖縄県バス協会	事務局長	高江洲 誠
14	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	事務局長	津波古 修
15	一般社団法人沖縄旅客船協会	専務理事	前里 正
16	一般社団法人沖縄県レンタカー協会	専務理事	與古田 思好
17	一般社団法人沖縄県ホテル協会	会長	平良 朝敬
18	那覇空港ビルディング株式会社	施設部施設課長	国頭 貞雄
19	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	国内事業部長	金城 孝
20	沖縄県企画部	交通政策課長	大嶺 寛
21	沖縄県土木建築部	施設建築課長	仲本 利江
22	沖縄県子ども生活福祉部	障害福祉課長	普天間 みはる
23	沖縄県文化観光スポーツ部	観光振興課長	大城 清剛
24	沖縄県教育庁	生涯学習振興課長	米須 薫子
25	沖縄県警察本部交通部	交通規制課交通管制官	上別府 賢二
26	那覇市都市みらい部	都市計画課長	佐久川 泰尚
27	那覇市福祉部	福祉政策課長	大城 孝也
28	那覇市こどもみらい部	こども教育保育課長	桃原 兼光

事務局

	内閣府沖縄総合事務局運輸部	運輸部長	星 明彦
	内閣府沖縄総合事務局開発建設部	建設行政課長	平川 貴士
	内閣府沖縄総合事務局運輸部	企画室長	村上 隼

